

平成24年第2回葛巻町議会定例会会議録（第3号）目次

（輝くふるさと常任委員会）

平成24年3月9日

【開 会】

【議案第7号～議案第16号審査】

日程第1	議案第7号	平成23年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）	1
日程第2	議案第8号	平成23年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第3号）	14
日程第3	議案第9号	平成23年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	14
日程第4	議案第10号	平成23年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第2号）	15
日程第5	議案第11号	平成23年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第2号）	15
日程第6	議案第12号	平成23年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算 （第2号）	16
日程第7	議案第13号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	21
日程第8	議案第14号	スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例	25
日程第9	議案第15号	葛巻町課設置条例の一部を改正する条例	27
日程第10	議案第16号	企業立地促進条例の一部を改正する条例	34

平成24年第2回葛巻町議会定例会会議録 第3号 (輝くふるさと常任委員会)

告示年月日	平成24年2月10日(金)					
招集年月日	平成24年3月7日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成24年3月7日～平成24年3月16日 10日間					
会議の月日	平成24年3月9日(金) 開会10時00分 閉会12時07分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	
会議録署名議員	4番	小谷地 喜代治		8番	辰柳 敬一	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局	楢木 幸夫	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	遠藤 彰範
	教育長	村木 登	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中 英治	農業委員会事務局長	丹内 勉
	住民会計課長	和野 一男	総務企画課総合政策室長	深澤口 和則
健康福祉課長	野表 壽樹	総務企画課財政係長	大久保 栄作	

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので会議は成立しました。

今日の審査日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから今日の審査日程に入ります。

議事の進行上、各委員及び当局にお願いします。質疑をする委員は、質疑する箇所のページを示して簡潔にお願いします。なお、質疑事項は1回につき、2、3点に区切り行い、関連した質疑以外は、改めて発言の機会を求め、行っていただくようお願いします。また、質疑応答の際は、職名を言ってから、簡潔にお願いします。

最初に日程第1、議案第7号、平成23年度葛巻町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

2、3お伺いをいたします。

まず、歳入で16ページ、雑入のところで、NHKからの助成金があります、53,200,000円。地デジを当町ではいち早く対応したことによって、いわゆるNHKからの、いわゆる助成というような、そういった説明があったような気がしましたが、当町の地デジ対策は補助事業で行ったわけでありまして。したがって、そういった状況の中でも、NHKからの助成が受けられるのかどうか、ちょっと聞き違いとか、あるいは理解が不十分なのかもしれません。もうちょっと詳しくお伺いしたいと思います。

それと、19ページの一番上に職員の管理経費の中で、非常勤特別職の公務災害の補償分担金5,082,000円ということで補正計上なっております。この中身について、もう少し詳しくお願いをしたいと思います。

20ページの下段にあります公共施設エネルギーの省エネ・グリーン化推進事業費の中で、中程にあります補正減、公共施設省エネルギー化工事、ほとんど減額になっておりますけれども、この要因についてお伺いをします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (村中英治君)

それではお答え申し上げます。

1点目のNHKの助成金関係でございます。

地デジに関わらず、従前から難視聴地域についてはNHKがそういうものを解消していくという、法的な責務をNHKが負っているということで、テレビ組合等が協同組合

で整備する場合に、NHKが補助を出すという仕組みが従前あったわけですが、それは、今もそういうNHKにはあるわけですが、そういった中で町が、葛巻町については、そういう難視聴の部分について全部解消のための事業を行ったということで、NHKが今後葛巻町内のそういうテレビ組合等に助成するということは、もうなくなっただけでございますので、NHKとしては本来想定していた部分について、町に対して助成をするということで、これはNHKの積算によりますが、そういう解消をしなければならぬ世帯が葛巻町には1,900世帯あるということで、それに28,000円を掛けまして、53,200,000円を葛巻町に助成をしますということで、これについては、これまで3カ年にわたって地デジ対策ということで、1,400,000,000円規模で町で事業を実施してきたわけですが、そういったものに充てていただいて結構ですということで、いただくものでございます。

それから、2点目でございます。

19ページ、非常勤特別職公務災害補償分担金でございますが、非常勤の特別職の公務災害につきましては、岩手県の市町村全体で、そういう災害を受けた場合には、それぞれ分担金を出しておいて、その中からそういう方に補償をするという仕組みをとってございますが、今回東日本大震災によりまして被災しました市町村の非常勤職員に対する補償の経費の追加負担ということでございます。3月11日、震災の日から12月31日までの間の支給見込額が443,076,006円となっております。これを従来の人口割で半分、それから市町村の財政割により半分以上を支出するというルールがございまして、それに基づいて計算した結果、葛巻町分の負担が5,082,000円になると、そういう内容のものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

3点目の公共施設省エネルギー化事業についてお答えします。

このことにつきましては、当初運動公園の街路灯20基ありますが、そのLED化を予定しておりましたが、大和ハウスさんから今回LEDを提供いただきましたので、それをこの施設に整備し、LEDのみの交換で、この金額で終わったものでございます。なお、工事につきましては完了してございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

橋場委員。

橋場清廣委員

了解しました。

それでは次の、違う件ですけども、20ページの前段に地域情報通信基盤施設拡充整備工事ということで365,000,000円、昨日補足資料もいただきました。その補足資料の

中で、事業内容が八つほどあるわけですが、その中で4番の屋外告知端末設備の増設と、6番の宅内告知端末の新設、いわゆる中身の、この事業の違いといいますか、その違いをちょっとお知らせいただきたい。それと6番の、その端末機の設置、これは何件くらいを想定しているのか、それについてお伺いをします。

それと、34ページの上にプラトーのお風呂の整備工事が計上されております。いわゆる団体客と申しますか、そういった際に対応するよということの、体験型に対応できるようにということなわけですが、普段はないわけですが、そういった場合に、いわゆる通常どおり、すべて運営、いわゆる利用できるようにしておくのか。いわゆる経費面でどうなのかなと、そのときだけ、この、いわゆる増室というか、増やした分は利用するのか、普段は利用しないようにするのか、そこら辺の中身について、ちょっとお伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

それでは、1点目の情報基盤の拡充工事の関係でございます。

屋外告知端末につきましては、現在47カ所がございますが、その中で、ちょっと聞こえが悪いですとか、あるいは聞こえない、場合によっては聞こえないというような、そういう地域が何カ所か町内がございます。そういうところに、現在建てておりますようなスピーカー、そういったものに近いものを、新たにそういうところに設置しまして、エリアを拡大したいというものでございます。

それから、6番目の宅内告知端末というのは、そういう対応をしても、まだ聞こえない場所ですとか、世帯数があまり数がなくて、そういうスピーカーの設置も難しいというふうな地区につきましては、自宅の中にそういう受信する端末を置いていただいて、それに、放送になればなりますし、録画されてあって、帰ったときにボタンを押すと、放送になったものが流れるというような、そういう家の中において聞いていただくようなものでございますが、そういったもの両方を使いまして、なるべく、その聞こえないという部分の解消を全町的に図ってまいりたいという考えでございます。

それと、宅内の方につきましては、消防団長ですとか、自治会長さんですとか、そういうところに置くことも今考えているところでございます。あるいは高齢者等で、外に行けば聞こえるような場所でもなかなか、高齢者で中でないというようなところがあれば、そういう部分等も考える必要があるのかなというふうに考えてございます。

ただ、この間もご説明申し上げましたが、事業自体が今仮申請中ということで、かなり予算の量をオーバーした申請が今国の方に上がっているということで、かなり審査も厳しくなるというような話も聞こえてきてございますが、いずれ4月過ぎてからの決定になるということで、その中では、どの程度こういったものが対象になっていくかという部分が、まだ確定的ではございませんので、その辺の今国の方ともやり取りしている部分もございしますが、今時点で何カ所ということが、ちょっと申し上げられないような

状況もございますが、いずれ、こういったものも整備を図っていきたいということで、今いろいろと国の方をお願いをしているような状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

農山漁村活性化プロジェクト交付金についてお答えします。

畜産開発公社のくずまき高原プラトールにつきましては、これまで地域資源の付加価値を高めることよっての経営の体質化を図りながら、体験交流事業を展開するなどし、本町のグリーンツーリズムの拠点となっております。現在年間約300,000人が訪れてございます。

そういった中で、平成20年度ですが、農水省、それから文部科学省、総務省の3省連携での今回のプロジェクトが承認されたものでございます。これは全国53カ所のモデル地区のひとつとして指定されているものでございます。

今回の事業につきましては、平成21年度に策定してございますが、当初24年度、新年度において予定されているものでございましたが、昨年の東日本大震災、有事の際には地域住民の避難所、あるいは被災地への後方支援の基地としての活用が見込まれるということから、今回の3次補正によつての前倒し認定がされたものでございます。

この施設、既存は8人ほどの浴室になってございますが、増築分については12人を見込んでございまして、合計でそうしますと1回に20人程度は利用できるものでございますが、場所につきましては既存の浴室のすぐそばを予定してございまして、その宿泊者、利用者数等によつての利用を考えているものでございまして、また、ボイラーにつきましては同じボイラーを使用することになってございまして、経費的にはそういう部分での大きい負担にはならないものかなと考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

橋場委員。

橋場清廣委員

情報通信の基盤整備の関係で、もう1回だけ確認をさせていただきます。

今の答弁の中で、いわゆる屋外告知の部分と、いわゆる不感世帯の部分で宅内に設置する分ということで、消防団、あるいは、そういった関係者、さらには高齢者もということで、不感世帯のみならず、そういうふうな利用もあるのではないかなという話でした。

まずは、これが通るか通らないか予算的に分からないということなので、しかしながら、これは議会でも報告会を全町、自治会を回ったわけですが、一番多い要望が、この屋外告知の不感地域解消というのが一番多かった。したがって、これをですね、ぜひとも、いわゆる対応、実現できればなというふうな思いがあります。

さらには、今おっしゃったように、今実務的に聞こえるエリアにあっても、その人がどこにいるかで、全然聞こえたり、聞こえなかったり、あるいはテレビを見ていたから聞こえなかったという、よくお話があります。テレビを見ていて聞こえなかったら、テレビから流れればいいのかというのが単純な発想で、実際あるわけですね、実際に技術的には簡単に。

したがって、そこまでも、いわゆる町長が言っている安心、これは本当に大事な部分に、もしかしたら加わるような気がしますので、生活の中の、これは、ぜひともですね、この事業そのものが元々葛巻町が優位に事業展開された、町長、議長のそういった働きかけがあったわけです。これもですね、ぜひそういう形で、ぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますけども、そこら辺の考えをお伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

今回の事業整備の内容に、事業内容の1番目のところに、防災情報伝達専用システムというのがございます。今町にはくずまきテレビ、それからホームページ、あるいは屋外告知端末、それから携帯を使ったエリアメールも今できるようになって、これは地震速報的なものとか、いわゆる国民保護の関係で、例えばミサイルが飛んできたというようなときに瞬時に連絡がきて、それを、そういった屋外スピーカーで流すというようなシステムですが、これも稼働させたいなと思っておりますが、そういったもの。あるいは、消防の方でやっております一斉指令システム、団の幹部ですとか、消防団員に出動要請するメール、あるいは音声も流しております。音声での連絡も幹部にはしておりますが、そういうシステムがありますが、六つくらいのシステムがありまして、それを例えば緊急のときに、稼働しようと思ったときに、それぞれ入力する機械がみんな別々でするので、6人いないと、例えば一斉にそういう作業ができないということになりますが、今回このシステムは、それを一つの操作で、テレビにもテロップを出せるし、ホームページにも出るし、屋外告知にも流れるしというような、そういうものを、そういうシステムを組むということで、今のところ、なかなか、ほかにないようなシステムで新たに組む部分でございますので、そういったもの、出し手側のスピードを速めるものを、まず今考えているところでございます。

それと併せて、今の屋外告知、あるいは宅内告知、これも町長が言っておりますとおり、町内全域でちゃんと聞けるような体制にしたいということではございますので、そういった方向に向かって進めてまいりたいということでございます。

ただ、国そのものが繰越事業でやるということになりましたので、4月以降の決定ということになりますので、町の予算としては23年度予算で今措置させていただいておりますので、申請した最大のところでお願いしておりますので、4月に決まっても、もう予算の補正とか、そういうことができない状態になりますので、そういった中で動いていくというような事業に、これまでにないような、ちょっとやり方の事業になる予

定でございますので、そういった中では、なるべくそういった方向で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私の方からも、今橋場委員の関連で、地域情報通信基盤施設の拡充、この工事でございますが、今回のこの事業そのものについては賛意を表してはおりますけれども、これは、どちらかと言えば、町行政の方から一方的な工事のような感じもしますけれども、逆に今町内にも一人暮らしの方が大変増えております。私の近所でも、最近だけでもお二人が孤立死というふうなことであります。そういったような、この観点から見れば、この施設をどうにかして、その一人暮らしの方々の安否確認とか、そういったようなものに使えないものかどうか、そういったようなものにも有効活用できれば、本当の意味での相互の情報化になっていくのではないのかなと思うのでございますが、その点についてはいかがでしょうか。

それから、次に7ページでございますが、繰越明許が出ております。小学校の、葛小のプールでございますが、これは非常に、1年間、昨年からずっと計画になっていて、今回この繰越明許に出てまいりましたけれども、この経緯については、非常にこの対応が悪い対応でございまして、町議選をまたいだうえでの、あのような結果でございまして。これについては指摘をせざるを得ないわけでございますけれども、この繰越明許になった暁には、この葛小プールの建設に向けた段取りはどのような形になっていくのかお伺いをいたしたいと、このように思います。

それからもう一つには、12ページでございますが、ここに地方交付税が入っております。その地方交付税の中でも震災復興の特交でございます。これについても、昨日お渡しいただきました補足資料を見ますと、多分この財源が、先ほど申し上げました情報通信基盤の施設拡充整備に充当されるものと、それから、その裏にあります、先ほどもこれも質問にありました、このプロジェクト支援交付金に充当されるのではないのかなと見ておりますけれども、今回のこの特交は震災関係に関連による、いわゆる住民の安全を促進するための、私は本来の趣旨ではないのかなと、このように思います。そういったような観点からいきますと、その浴室の整備、そういったようなものについては、本当に震災復興の特別交付税の財源に充当させていいものかどうか、いささかの疑問がありますが、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

1点目の情報基盤を活用しての独居老人、あるいは、そういう世帯の安否の確認とい
いますか、そういう情報基盤を活用してのシステムを構築していく考えがないかとい
うことではありますが、これにつきましては、今通信事業者の方と、そういう一定の世帯、
100世帯ほどになるものでありましたが、携帯電話と、あるいは、そういう今回のよう
なシステムを活用した中での個々の状況等の連絡システムをしっかりと構築しながらと
いうことの中で試験的に、例えば独居老人の方がテレビにスイッチを入れる、そのこと
が今度相手方といえますか、こちらの方で察知できるような仕組みとか、そういったふ
うな部分を今試験的に検討も進めておるところであります。

いずれ、そういう個々の課題といえますか、そういう中に特に高齢化が進んでいる
中で、今お話ありましたような課題がございまして、ぜひとも情報基盤を活用しての
システム構築にしながら、安全・安心のできる対策を結びつけていきたいと、このよう
に考えているものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

2点目のくずまき小学校のプール工事、整備工事の繰越明許費としての計上について
のご指摘にお答えをいたします。

平成23年度の当初予算に計上し、町民等しく期待をしていただきましたプール整備
工事が、この段になりまして繰越明許費とせざるを得なかったことについてお詫びを申
し上げます。

この事業につきましては、葛巻小学校、いわゆる義務教育施設整備事業ということで
国の補助金、あるいは、その裏財源として後年度において交付税措置される義務教育施
設整備事業債等を見込んでおりました。昨年国の補助金につきましては、3月の大震災
を受けまして、同じ義務教育施設であっても避難所等になる校舎等、そういった施設の
耐震化事業を優先的に補助金が付いたというふうなことから、最終的に国のゴーサイン
が出ましたのが、1月の後半までずれ込んだというふうな経過がございまして、このよ
うな措置をとらざるを得なかったことを報告、お詫びをいたします。

さらに、この繰越明許にしながら、今後のスケジュールというふうなお尋ねでござい
ますが、現在工事の入札準備を進めております。ご案内のように、議会の議決を得なけ
ればならない案件でございまして、仮に3月に議決を得たと仮定いたしますと、約140
日の工期になりますが、8月の第1週までには完成できる見込みというふうに考えてお
ります。どうぞご理解いただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

震災復興特別交付税の関係にお答えを申し上げます。

今質問にもございましたとおり、こちらの258,000,000円でございますが、情報基盤拡充事業の関係で230,000,000円、それから農林漁村、プラトーの整備の関係で28,000,000円をこちらに計上しているところでございます。

プラトーの方の事業につきましては、既に補助の内定通知をいただいているところでございますし、交付税の配分についての、こちらから上げてある部分がありますが、既に金額も確定して上げている、そういう状況になっているところでございます。本来プラトーの整備につきましては、24年度を想定していたものでございましたが、それで補助率2分の1の事業ということで想定をしていたところでございますが、今回震災の国の補正予算の中でプラトー、避難所としても活用できるような施設でございますが、そういった施設の浴室等の整備についても対象になるということでございまして、そういった中で補助率は3分の1でございますが、それに震災特別交付税が裏財源として3分の2付くということで、そちらの方が有利だということで、前倒しという形ではございましたが、それを活用して事業を実施したいということで進めているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

情報基盤の整備についてはですね、せっかくこのような高額、しかも近代的な整備が図られて、付加価値も今付けようとしているわけですから、こちらの行政の方からの情報は、こういったような形で進めてよろしいかと思いますが、住民側からのそういったようなことも十分意識した、どちらでも意思の疎通が図れるようなシステムをぜひ確立していただきたいと、検討しているというようなことでございますけれども、ただ、高齢者になりますと、どうしても機械に弱い面がございますから、その操作のしやすい、分かりやすい、そういうふうなシステムをぜひ確立したうえで普及してもらえば、大変ありがたいなというふうなことを思っております。

それから、葛巻小学校のプールでございますが、今のお話聞きますと、この8月というふうな形になりますと、葛巻の部分についてはプールの使用は、本当に短い夏なわけでございますが、2年越し使えないというような形になってまいりますので、できれば、私の希望といたしますならば、この水泳シーズンにはできるだけ間に合わせるような形での措置が大事ではないのかなと思っております。そうでなければ、せっかく平成23年度の町長施政方針演述の中でも、わざわざ盛り込んでいた事業が2年越し、25年度でなければ使えないというふうな形になるのではないのでしょうか。そういったようなことについては、やはり補助決定された暁には、その次の段取りを早く進める必要があるのではないのかなと思うのですが、そういったような面はいかがでしょうか。

それから、3点目の震災の特別交付税の関係でございますが、決定してきたいというふうなお話でございますが、やはり事業の選択をする時点で、やはり実際に震災に関わ

って、町内で震災が起きた場合に予防的に、あるいは万が一の部分に備えての防備体制のような形での事業であれば、すごく賛同しやすいわけです。

酪農の町として、昨年度もいろいろな補助制度を活用したうえで、発電機等の補助もしているわけですが、3戸とか4戸の集合体にならなければ、その農家に補助しないとか、そういうふうな規制は規制としてやっているのですけれども、そういうふうなものに酪農家が、例えばですよ、例えば酪農家で希望したような場合には、必ずしも2戸とか3戸とかに関わらず、希望する農家には、その助成体制をとるとか、そういったような緩和策にも、私は十分使えるのではないのかなど、このようにも思いますし、また、我が町におきますと消防団の、今回も機材等になっておりますけれども、この食料の非常備蓄をもう少し確立をしていくとかですね、そういったような部分についてももう少し、この震災に係る特交の基金の使い方、あり方、そういったようなものは工夫すべきではないのかなというふうに私は思いますが、こういったような部分については、また多分この3次補正、そういったような部分でも、こういったような特別交付金が出てくるであろうと想定されますけれども、そういったような部分で、あえて発言をさせていただきましたので、そういったような今後の見通しについてもお伺いをいたしたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

先ほども答弁を申し上げたところでございますが、情報基盤を活用しての、今おっしゃいますように高齢化も進んでおります。そういう中での、やはりそういう機材に対する、何と申しますか、使い方等については本当に配慮しながらのシステムを導入していかなければならないと、このように考えておまして、先ほど申し上げましたように、例えばテレビにスイッチを入れる、そのことが既にそういう、例えばサービス事業者であります誠心会等々に、その状況が把握できるような仕組み、あるいは役場の方でできるような仕組み、そういったふうなものを考えての試験的なシステムの構築に向けての今検討をしておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

葛巻小学校のプール建設問題についてのご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、早め早めの対策が必要であったことはそのとおりでございます。この事業につきましては、平成22年度に設計積算をし、それに基づいて発注をする予定でございました。早い時期の発注であればよかったですけれども、震災を受けた、ほぼ1年後の発注というふうなこと。この間に資材の問題であったり、賃金の問題であったり、

さまざまな設計積算の単価の見直し等がございまして、そういったことを経ての、これからの入札というふうになっております。言い訳にしかありませんが、そういった経過を経ているということ。

それから、今年度、新年度、24年度の授業にどうかというようなご質問でございませぬ。実際に小学校が学校で行う水泳の事業というのは、各学年10時間ないし12時間くらいとなっております。今年度、まず8月前半に完成をしますと夏休み、あるいは、その後の2学期のはじめから水泳の授業が可能でありますし、加えて屋内プールで暖房も設置をしておりますので、11月、12月、町民に向けての解放も可能であろうかなというふうに考えております。どうぞご了解いただきたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

震災特別交付税の関係でございませぬが、交付税という名前が付いておりますので何にでも使える一般財源というイメージもあろうかと思ひますが、これに関しましては、国の3次補正予算による、国が決めた補助事業、限定的でございませぬが、そこにあるものの事業をやる場合に、その裏財源3分の2について震災特別交付税ということで交付をするということ、それ以外には使えない、これは交付税になっております。

それと消防の関係で、今回3次補正の事業を予定しているわけにございませぬが、そちらの方につきましても、消防団の装備の充実ということにはなっておりませぬが、整備できるものが決まっております。ライフジャケット、それからボート、浮き輪、あるいは浮き輪に付けるようなロープですが、ロープ、あるいは拡声器、トランシーバー、投光器、発電機、ガソリン携行缶、この品目に限定されております。自由に、これ以外に何が必要だからということ、整備できるということではなくて、今回は震災ということで、津波の関係もありまして、水害を想定したような、そういうものに限られているということ、この事業をやる場合に裏財源は交付税で措置しますということになってございませぬが、普通の交付税と違って使い道が限定されていると、そういう内容のものでございませぬので、ご了解賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

震災特交の関係でございませぬが、メニューが決まっているというふうなお話で、それだけでは、それだからこそ、その事業を採択する、何の事業に充当させるかが非常に、私は逆に大事ではないのかなと思ひます。ですから、この辺については、ただ、その浴室をこういったように改造するために、現在あるものを、さらにもう一つというふうな形のものではなくて、もう少し町民の防災活動に役立つような事業選択を、ぜひ私はや

っていただきたい。そして、この有効活用を図ることが本来の目的ではないのかなど。決めたから、これにきたからやるというふうなことではなくてですね、そういったような姿勢が、私は町当局には欠けているのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の農山漁村交流プロジェクト事業というのは、先ほど農林環境エネルギー課長からも申しあげましたように、全国の47カ所のうちのひとつに選定されての、交流事業を推進するための、ひとつの事業を導入するという事で計画して進めてきたものでございました。

そういう中に今回の、そういう中で24年度の事業として、事業を推進するための計画をしてきたところでございましたが、今回の3次補正におきまして、先ほど総務企画課長から申しあげましたように、その内容に今回、その事業が今回の震災復興交付金、補助金の裏に対しての震災交付金が該当するというようなことの中で、県の方からも、この事業を活用しながら有効に事業を進めるべきではないかという部分の指導といたしますか、これらもあったものでございます。したがって、今回の事業そのものを考える際にということではございますが、一般的にはこの裏につきましては、一般財源での対応という、あるいは過疎債等々ということにもなるわけではありますが、今回国の方の事業に乗って、有利な事業の中で、この整備をできるというものでございましたので、こういう今回の3月の補正でお願いしながら、繰越事業ということで進めるというようなことにしたものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

やはり、こういうふうなものについては優先順位というものがありますよね。いつも町当局では、その優先順位を本当に強調しておられるようですが、今回のこういったような部分についてもですね、やはり、こちらの方から申請がなければ、こういったような部分については、なかなか充当が難しいであろうというように思われるわけですよ。ですから、そういったような、何を優先順位にするかをもう少し内容検討したうえで、こういったような有効活用を、私は図らなければダメだろうと、こういったようなことを申し上げさせていただきます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

柴田委員、今回のプラトリーの浴室の整備に関しては随分誤解なさっている部分もあるのではないかと思いますのですが、実はこれにつきましては、我々が牧場体験であったり、山村体験、子どもたちの体験学習を長い間積極的に取り入れをして、受け入れをしてきたわけでありまして。そういったことが、大変国の省庁におきましても高い評価を得ておるわけでありまして。

そういった中において、文科省がこの自然体験、あるいは牧場体験、農山漁村体験というものに着目をしまして、やはり若いころに、子どもころに、そういった山村での食料生産現場であったり、あるいは山村体験をさせることが大変有意義だというふうに理解をしていただき、そして将来、5年後に小学校5年生を長期間、全国の小学校ですよ、全国の小学校の5年生を長期間農山漁村に体験学習に入れたいと、1週間以上の長い期間に入れたいと、そういう文科省の考えがありまして、それで全国、当時は48カ所だと思ったのですが、48カ所全国を指定していきました。北海道は複数あったわけでありまして、岩手県におきましては我が葛巻、くずまき高原牧場を体験学習の現場として適当だろうということで指定をいただき、そして、そこに、そういった交流施設を、十分なくらいの施設整備をなさないと、そういうことからスタートしたものであります。

それで、今の共進会場も、体験でも活用すると、体験で主に活用するといったことでの整備をしたものでありますし、それからまた、そういったことを考えますときに風呂は小さくて、当時と申しますか、実際に事業がスタートしたときには不備であろうというようなことで、最低限外の施設と中の風呂、あとはコテージであったり、既存の施設を活用するという進めているものでありまして、そういった中におきまして、町として最も有利な形で、町の負担のないような形で、今回このような予算措置をしたものでありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今町長の話がありましたけれども、そういったような部分についても、はじめから、そういったような対応をしたいというふうなことをしゃべったらいいのではないですか、含めて。ここに、ちょっと書いただけではなくてですね。そういったような事情もありますし、ぜひ必要な事業だというふうな形になれば、決して私は誤解などをしておりませんよ。その必要度、優先度、そういったようなものを申し上げているわけがございますから、誤解のないように、逆によろしく願いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

1点だけ確認させていただきます。

35 ページ、上の方に畜産用の非常電源確保対策の補助金があります。6,000,000 円の中で4,000,000 円の減額ということで、この事業費だけを見れば、これまで震災のさまざまな影響、当町の畜産業者が受けた影響等議論があったわけですが、その中でも非常用電源というものが非常に具体的な話で議論されておりました。そういった中でのマイナス、いわゆる補正減、この実態について1点確認をさせていただきます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

お答えします。

この点につきましては農家の、大変失礼いたしました。予算計上する際に当たっては、ある程度農家の要望等も調査しながら予算計上したものでございますが、結果的に現在の実績等を踏まえまして減額させてもらっているものでございますが、まだ3月、年度末までには、あと数戸の団体といますか、台数が予定されるものでございますが、そういったことも踏まえましての、今回減額させてもらったものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

橋場委員。

橋場清廣委員

これまでの議論の中で、この事業、対策についてはですね、非常に相当活発な議論をされたわけです。したがって、自己負担も伴うものでしょうけれども、これが中途半端な形で、いわゆる時の流れのようにですね、これが薄れてきたのでは、非常に意味がないわけですし、これは行政指導を強くして、働きかけてですね、漏れのないように、しっかりと、この非常用電源の確保については強い行政指導のもとに対策を講じなければ、やはり、この震災の影響というものの反省という意味では、このような減額が実際に起こるようでは、なんか我々畜産業者関係でないものにしてもですね、非常に不十分であるなど、そんな気がいたしますけれども、中身について大丈夫なのでしょうか、これ。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

先ほども申しましたとおり、予算計上するに当たっては、ある程度農家の意向を踏まえての予算計上をしたわけでございますが、その中で今回精査するに当たっては、その時点で希望のあった農家については再度確認をしながら、こういった制度を今回創設しましたので、どうですかというような確認もしてございます。

さらに、例えば今まで申請を受けるに当たっては、1戸、2戸で使用しようと思った人が、さらに戸数を増やしてきたという組合、団体もありますので、結果として、先ほどもお答え申し上げましたとおり減額という形になってございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号、平成23年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に日程第2、議案第8号、平成23年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第8号、平成23年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に日程第3、議案第9号、平成23年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号、平成23年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第10号、平成23年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第10号、平成23年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に日程第5、議案第11号、平成23年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第11号、平成23年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第12号、平成23年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

この病院の補正予算、いわゆる補正減なわけですが、入院患者数、あるいは外来患者数ともに、このように減少したことによる補正減、医師不足等が要因としての減少、いとも簡単にさらりとかわされた説明でありました。これは大変な今状況にあるわけですよ。しかも、今新年度予算の、一般質問においても、あるいは、これから予算においても議論されるであります。病院の新築等の話が現実に出ております。前に進もうとしているときに、この実態がですね、病院運営そのものの実態があまりにも軽くとられているのではないかと、我々にはそういうふうには感じられません。ほかに何が原因で、そして、その手立て、対策、こういったものを講じたけれども、この年度末このような補正減になったと、そのような強いですね、はっきりとした説明がないとですね、安易な補正減としてしか、私だけじゃないと思いますけども、これは非常に重要な、大変な問題だと思いますけども、これは町長、副町長、病院局長の前にですね、そこら辺ぜひ管理者としての答弁をいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

患者数が減少したという状況につきまして、説明が不足していたということでございますので、若干この部分について詳しくご説明させていただきたいと思っております。

22年度の状況、医師の状況につきましては常勤医3人という、県の派遣も含めて3人という体制でおりました。

23年度、年度当初において、外科の派遣については、県として、それは確保できないという状況ながら、内科については派遣いただけるという状況で、その体制をとれるような方向で進めてまいりましたのですが、3月11日の震災等の影響等もございました、残念ながら年度当初にその派遣をいただけなかったということで、常勤医2人体制という状況になりました。

さらに外科の常勤医が不在という状態で、それに対応した形で中央病院からの応援を

いただきまして、週3回午前中のみの部分になりましたのですが、週3回外科の応援をいただきました。確実に日替わりで、それぞれ診察を持ちながら、こちらに応援していただくという体制の中で、診療を継続したという状況でございます。

そのような中で、非常にその医師の体制が窮屈な状態の中で、外来中心に対応せざるを得ないという状態がございました。さらに、絶対的な不足をするという中で、最大に診療期間を延ばせる部分については延ばすというような体制をとらざるを得ないというような中での診療に当たったという状態でございます。その結果、7月には常勤医の着任を見たわけですけれども、その部分での患者の復帰という部分が、なかなか思うようにまいりませんで、このような結果になったという状態でございます。

新年度の部分について、今ここで申し上げる部分ではございませんかもしれませんが、新年度につきましては、常勤医2名、さらに常勤に近い1名、週4日になりますが、そういう形で体制を組めるという状態がほぼ確定してございますので、この分についての改善は図っていけるかなというふうに考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

橋場委員。

橋場清廣委員

最終的に年度末の補正減、これは当たり前のように長年行われてきたのが、これは現実であります。したがって、今来年度の、24年度の説明の間もありましたけども、医師確保が実現できるというふうな説明があって、予算計上されておるわけですけども、それを、ずっと繰り返してきているので、では、これから病院の新築をしようというときに町民の同意を得られますかね、この気運の中で。全然盛り上がっていない。やはり、町民のための福祉の向上、医療の充実というのが前提であるわけですから、もっと内部から湧き出るものがないとですね、これは、やはり町民の理解を得られないと、私は非常に思います。しかも、その時期が今一番大事なときですよ。新年度予算とれましたとって、すっと流す、それではなくて、今大事なのですよ。そのときに、こういう雰囲気ではですね、これは到底理解を得られないというふうに思いますけども、それしか対策の打つ手がないのかどうか、これは繰り返しているのですよね。町長、副町長いかがですか。このままで新築に向けての委員会を設置して大丈夫なんでしょうか、本当に。非常に不安を持ちますけども、ぜひ、どちらからかコメントをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えを申し上げます。

23年度の常勤医師体制につきましては、先ほど局長の方からも申し上げたとおり3.11の震災の関係から、県の方から本来でありますと、自治医大の出身の先生を継続

して派遣していただくように進めてきたところであったわけではありますが、3.11の震災によりまして、どうしても、その被災地の方の医療体制という、そういう状況があって、町に対する派遣というのは難しい状況でございました。

そういう中に2人体制、そしてまた、そういう中に、外科の先生が不在というような部分もございまして、そういう中に患者さんの流れといいますか、どうしても他の病院等々へかかるといいますか、そういう状況になったものが事実であります。

そういう中に、懸命に医師確保に努めてまいりました。そういう中で、7月に十和田市の方から外科の先生が赴任していただいたわけでありまして、そのほかにも、県の方でもある程度の、被災地の方の状況がある程度、何とといいますか、落ち着いたといえますか、そういう時期を見ながら、葛巻にはぜひ派遣しなければならないというような形の中で、いろいろ検討もしていただきましたし、随分それぞれの県立病院の方の全体的な調整というような部分の中でも、いろいろ手立てをしていただきました。そういう中で、新年にもぜひ県の方としては、年度途中という中にあったわけではありますが、その辺も県の方の立場としては、1月あたりを目途にというような部分も言われた時期もございましたが、どうしても最終的には調整がつかず、年度内の派遣といえますか、していただけなかったところでもあります。

今度の24年度予算の中でもさまざまお話いただくことになろうかと思いますが、今その内科の、県からの、自治医大の出身の先生、循環器系、内科の先生であります。4月から派遣していただくことに決定しておりますし、それから、今県立病院を退職されて、葛巻病院に赴任していただけるように、今いろいろ進めておる方が1人ございまして、その方は4月の赴任というのは、就任というのはなかなか難しいかもしれないと、1カ月程度はそういう中で遅れるかもしれませんが、赴任していただける、そういう方向に今なっておるものであります。これは2人の常勤体制が今度4月から、さらに増えるという形になります。

ただ、今の常勤の内科の先生も去年から、ちょうど1年前であります。年度末には退職したいというような申し出を受けてきておりまして、3月末に1人の内科の先生は退職されることにはなっております。

併せて、非常勤の先生であります。週に3.5日程度の勤務ということに今の段階ではなっておりますが、その方も今回4月から赴任していただけるということに決定しておるものであります。

したがって、常勤、そして非常勤といいたしても3.5日ということで、常勤的な形で見ますと、4月からは5人体制といえますか、近くになるものでありますので、ご理解も賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。山岸委員。

山岸はる美委員

ただいまの件であります。町内の診療所が残念ながら閉院したことから、むしろ入

院、または外来においても増となると思われませんが、また、葛巻病院の今後の医療のニーズが強く求められるはずなのでありますが、逆進性というか、逆な方向に、今回の補正のところを見ると出ているのではないのでしょうか。先ほど橋場委員もご指摘したとおり、医師確保に当たっては、医師住宅の確保とか、いろいろ町長サイドも頑張って医師確保に努めておりますが、事務局内部の努力というものは見えるのでしょうか、私たちに対して。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

入院患者が減少していると、確かに潜在的に、極端に急に入院患者は減らないというふうには、それは確かに思われます。年度的にずっと、ここ数年間の状況を見た場合に、入院患者が極端に減るといふ部分は、通常はないのかなというふうには考えますけれども、その体制的に、その入院、その診療、治療をどのような形にするかという部分については、医師の部分に、それは係る部分だというふうには思われますし、それが実態だろうというふうには思います。そういう部分で、その入院体制をとりながら診療するという体制が、医師の体制上、残念ながらとれない状態にあったという部分で、結果的にこのような形になったというふうには捉えてございます。決して、それぞれの患者さんのご要望が、必ずしも外来という部分ではない部分もあるというふうには認識してございますが、その要望にすべて応えられないというのも現実であるというふうには認識してございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山岸委員。

山岸はる美委員

企業会計でありますから、ベッドの稼働状況というか、やはり、そういうことが病院経営にも響いてくるのでありますから、その内部のものというのは、そのために、やはり事務局とか皆さんの努力があって、やはり、こういう葛巻病院を新築しよう、しなければ、これからの私たちの医療現場が手薄になるという気運というか、そういうことを踏まえて、やはり、もっと内部での自助努力というの、これから、もっと求められると思っておりますが、その点についてもう一度お願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

委員おっしゃる努力という、経営面から見た努力という部分についての部分について

は、そのとおりだと思います。それを裏付ける、診療に当たるその体制の充実というのが、その前提にならうかと思っています。我々事務部分で計算することは容易なわけですが、その前提にならうかと思っています。我々事務部分で計算することは容易なわけですが、その前提にならうかと思っています。我々事務部分で計算することは容易なわけですが、その前提にならうかと思っています。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私の方からはですね、あと20日あまりで今年度も、23年度終わってくるわけですが、この会計上の損益の見通しは、どのような形になってくるのか。損益ですから、損する、利益が出る、それからまた、最終的な当年度末の未処理欠損金もずっと、累積でずっときているわけですから、その見通しを、ちょっとお知らせをいただきたいと思っています。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

お答えいたします。

予算書の1ページに3条の収益的収支の予算、補正の分がございまして、第3条でございまして、これで収入、支出をそれぞれ減額してございまして、この収支差が50,687,000円となる部分が3条の損益でございまして、これを受けまして、予算書の12ページになりますが、今年度末の予定貸借対照表でございまして、この部分に、13ページの下の方になりますが、剰余金がございまして、当年度未処理欠損金、先ほどの利益を減額しまして、年度末の未処理欠損金を270,896,000円というふうに見込んでございまして、

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第12号を採決します。こ

の採決は起立によって行います。議案第12号、平成23年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時20分まで休憩します。

(休憩時刻 11時11分)

(再開時刻 11時20分)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第7、議案第13号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の改正では括弧書きが挿入になったようでございますが、例えばこの事例なのですが、我々にはちょっと見えないところがありますので、教えていただきたいと思うのですが、職員が町外の公署に勤務した場合というふうなことになっているのですが、この勤務、町外公署の勤務場所は具体的にはどのような今現状になっているのでしょうか。

それからまた、これはさかのぼっての適用ですよね。附則は23年の4月1日から適用するということになっておりますが、この遡及適用した理由は何なのか。あるいは限度額が38,500円となっておりますけれども、この38,500円にした根拠等については、どのような考え方で、このように提案したのかお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長(村中英治君)

今回の通勤手当の見直しの関係で想定されるといいますか、実例としてあるところは、北部行政事務組合へ1名通勤してございますので、その部分が現時点では想定されるものでございます。

3点目が先になりますが、38,500円の理由でございまして、当町の通勤手当につきましても、県に準じる形で規定をしてございます。そういった中で、県の方はずっと表が長い距離、65キロ以上のところまで設定されております。今回その65キロに限度額を併せたものでございます。

それから、2点目の遡及、さかのぼっての適用ということではございまして、対象となる職員が現在1名いるということで、そういった中で、見直しによって金額が、追加

支給があるものでございますので、本人に有利なものでございますので、さかのぼってという適用にしたところでございます。

もう一つは、通勤手当、車等で通勤する場合等には燃料費という部分が一番気になる部分なわけですが、震災前の1年間の燃料費の平均が130円ちょっとくらいになっておりましたが、震災のあたりから急騰いたしまして、4月は153円でしょうか、その後も140円台になったり、150円台になったりということで、年間平均いたしましても150円近いところになっておりますことから、やはり、この部分の急激に上がった部分、平均して1年で見ても上がっておりますので、そういった事情といいますか、その辺も斟酌いたしまして、最終的に4月までさかのぼって適用したいということでの改正でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

想定の地区も分かりまして、ありがとうございます。

これは、そうしますと、こちらの方にはずっと、うちの方からも町職員の方が多分通勤していたと思っているのですが、これがなければ、ずっと、この16,200円の支給だったのででしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

改正がなければ、現行どおりということであつたろうと思います。そういった中で、見直しをさせていただいたということでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、本来であれば本当はもっと前に、こういったような対応づくりが必要だったのではないのかなと思われませんが、派遣された当時からほとんどの町職員の方、盛岡北部に行く場合には通勤していたのではないかなと思うのでございますが、対応が遅れたというふうなことになるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

震災前の年の燃料費等ですが、120円くらいというふうになってございますので、そういった部分は、それ前からもございましたので、そういった中で、それまでについては、そういう通勤手当については交通機関等を利用して、バス等を利用して通勤する職員については、そういった全額を支給するという、これは国も県もそうですが、それ以外のバイク、あるいは車、車もいろいろ、軽自動車から大きなものまでいろいろあると思いますが、何に乗るかによって燃料代も大きく変わるとは思います、そういった中で全額を支給するというのではなくて、通勤にかかる、自分の所有する車等に係る経費の一部を支給するという考え方の中でございますので、割と何を使った場合にはということではなくて、一律交通用具を使った場合というようなくりの中で支給になってございますので、そういった中では、そういう範囲内のものであるかなということ想定していたものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

実勢価格に応じたような支給が大事ではないのかなと、そちらの方に勤務していただいている部分についても、給与でございますから、必ずこの条例が適用になってくるわけでございますから、この辺の実勢の価格についてはそれぞれの、現在もガソリンがすごく高騰してきているわけでございますから、その辺のことも十分見合わせるような形での支給でなければダメではないのかなと、このように思っておりますが、かなりの精神的な負担もこれに加わってくるわけでございますから、その辺の額についても十分配慮するような形での支給が私は懸命ではないのかなと。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

今の質疑を聞いていて、関連で質問をさせていただきます。

今の答弁等を聞きますと、いわゆるガソリン等、燃料費の高騰によってというふうな話もありました。では、イラン情勢が落ち着いて、下がったらどうするのかという問題もあります。盛岡北部が発足してから、ずっと職員を派遣しておるわけで、その間に原油の高騰もありました。今よりは少し安かったけども、非常に高い時代もありました。今質疑を聞いていて、なぜ今なのかがよく分からないし、その根拠がよく分からないですね、理解できないです。もう一度分かりやすく説明いただけませんか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

燃料費が高騰ということを申し上げましたが、それによって全体を見直すということではございません。全体の通勤手当は4キロ、2キロ以上のものに支給をしております。それで4キロ、6キロと2キロ刻みで金額を設定して決めておりますが、これについては平成15年と現在と、県あるいは国等の金額もほとんど変わっておりません。

ですので、そういうことではなくて、町の通勤手当の打ち切り限度額が、町の中で一番遠いところから通う人を限度にして、打ち切りにしてありましたので、町外から通うことを、町外といいますか、町境を越えて通う、役場に通うということを前提にした規定でございましたので、町内の一番遠いところから通う金額を限度額ということで、ほかでもそういう形が多いわけですが、定めておったところですが、現実にはそうではなくて、町内から町外の職場に通うというケースが1件だけございまして、それで、それについても町内の限度額で対応していたので、その限度額があったために燃料費の高騰によって、いささか厳しい状況でもあったのかなということで、その限度額を、町外に通う人だけ限度額を上げるという改正でございまして、それぞれ、町内のそれぞれの区分については、燃料費の高騰ということもありますけども、現時点では国も県もそういう見直しをするということにはなっておりませんので、飽くまで町外に通う際の限度額を上げて、その部分をなんとかしたいという考え方でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

橋場委員。

橋場清廣委員

町内の職員が、もし今後派遣されるとなれば、この限度内で、その実態に応じて支給されるということで、これは問題ない。過去において町外、いわゆる町外から通勤されていた職員は今までいなかったということでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

従前盛岡に勤務されるような方は、ほとんど盛岡に泊まって、県庁等に通う、あるいは県庁に今岩手町から通うという方はありましたが、北部に関する、平成12年から派遣をしておりますが、当初は日帰りの日当といいますか、日当がありまして、町内の職員にもあったわけですが、行政改革の兼ね合いで日帰りの日当はすべて、職員、職員以外の場合も廃止をさせていただいた経緯がございまして、それ前までは北部に行っていた方には通勤手当のほかに、出張扱いの日当という形で支給になってございましたが、廃止とともに、そういう部分がなくなってきた経緯もございまして、従前はそういう部分で対応になっていたものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第13号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に日程第8、議案第14号、スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、法律改正によって今回この条例改正をいたしますよというふうな提案説明でございましたが、この今度のスポーツ基本法、この法律がいつ施行されたのでしょうか。

それからまた、今度はスポーツ基本法の中でスポーツ推進審議会というものが各市町村に必置の、これは付属機関になるのではないのかなと思いますけども、そういったようなことは、どのような規定になっているのでしょうか。

また、前のスポーツ振興審議会の開催状況、条例を見ますと、委員が10人というふうになっているようですが、その任期等はどのような形になっているのか。そしてまた、どのような職務になっていくのかですね、そのあたりを教えていただければ、ありがたいなと思っています。

また、教育行政の評価審査委員会、この報告書ですが、いつも9月の定例議会のときに教育委員会の方からもらうわけでございますけれども、この実績報告書を見ますと、私が見落としたのかどうか分かりませんが、22年度の事業では、このスポーツ振興審議会の部分については見つけることができませんでしたが、こういったような部分についてはいかがなものでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

お答えをいたします。

スポーツ基本法の関係でございますが、平成23年6月24日に公布をされまして、8月24日の施行ということになっております。

それから、この審議会をさまざまな国が定める振興計画に基づいて、市町村が生涯スポーツ振興計画を定める、その際に意見を聞く機関としておくというふうになってございまして、本町でもそれに沿って設置を、継続をしようとするものでございますが、現在の委員はスポーツ振興審議会委員ということで、24年6月30日まで2年間の任期になってございます。22年7月1日から24年6月30日までの任期ということになっております。

また、この会議の開催状況につきましては、通常の場合は年1回開催をしております。今回は第5次の生涯スポーツ振興計画を審議していただきましたし、現在行っております町民総合体育大会の開催内容等審議をしていただきながら、町民総参加スポーツに全員が参加できるような、そんな体制構築、あるいは日常生活に運動、レクリエーションを取り入れていただくような、そんな案件についてご審議をいただいております。

現在の委員10人でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

22年度は1回開催したというふうなことですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

はい。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第14号を採決します。こ

の採決は起立によって行います。議案第14号、スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に日程第9、議案第15号、葛巻町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、今回政策秘書課という新しい課を設置しようというふうな提案なわけですが、今町の方で進めている行政のスリム化、そしてまた、第5次の行政改革大綱などがこのようになっている中での課の増設というふうな形になってくるわけですが、そういったような基本的な考え方でいきますと、課が設置いたしますと、当然にそれなりの人員体制も増えるというふうなことが一般的な考え方であろうと、このように思っているところですが、そういったようなものに、今回政策秘書課を設けたことによって逆行しないのかどうか、その見解をお伺いしたいと思います。

それからまた、この総務部門、総務企画課と政策秘書課が総務部門に当たるわけですが、ほかの課に対して、このようにスリム化を進めてきている中で、総務部門だけ、また特に町長が直結する課にだけ、この二つも部門を設けるというものは、私はいささか疑問があるような感じがいたします。現行の総務企画課で何か不都合が生じて、このように新しい課を設けるものなのか、私にはその真意が伝わってまいりませんが、いかがでしょうか。

それからまた、分掌事務も第2条でアとイの二つの部分だけしかないわけです。特に定める施策の推進に関する事項と、人事及び秘書に関する事項、この二つの所掌事務をもって一つの課を設置するというものは、今のこの行革大綱に対応はちょっと私は合わないような感じがするわけですが、その辺のところはいかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

課の設置に関してのことではありますが、これにつきましては町の重点施策の早期実現を図る、そういう所管する課ということで設置するものでありますが、そういう中で、今行革を推進する中で、このような課を今設けるといのはいかなものかということではありますが、今回の課の新設に当たりましては、当面課題としております葛巻病院の改築でありましたり、あるいは町中心部のまちなか活性化、県との連携を図りながら計画しているものでありますが、そういう事業が今想定されているということ、もう一つ

は長年の懸案でありました江川簡易水道の統合整備、こういう事業が想定されるものがありますし、この事業を推進していくためには相当の期間、そしてまた、事業費等も想定されるものであります。そういう中で、従来の所管課の中で、それぞれのところで推進するという形もあるのではないかとということでございますが、今それぞれの所管課に、さらに今重点的なこういう事業を担当しながらというのも、かなり厳しいものがあると、このように思っておるところでありますし、そういう点からも、そしてまた、スピード感を持って、これらの重要課題に対処していきたいというような町長の思いで、今回新設するものであります。ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ご理解を賜りたいというふうなお話ですけども、まだ疑問がございます。

当町の部分については人口も7,000人規模の小さな町、それからまた、我々の町議会についても、岩手県下では最小議会の10人、こういったようなことで、それぞれ町当局も、町議会についても、それぞれの役割を果たしているというふうに認識をしているわけでございますが、都道府県のクラスであれば、こういったような課についても当然私は必要になってくるような感じがいたしますけれども、小さな町で、小さなこの町内でこういったようなことを、わざわざ立ち上げてまでやる必要があるのかなというようなところにも、いささかの疑問があります。

こういったような中で、考えられる政策秘書課については、人員体制はどのように配置を考えているのでしょうか。何人体制ですね、まずその部分からお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げますが、係としては政策推進係、そしてまた、秘書人事係というようなことで、二つの係を設け、課としての人員といたしましては、4名程度を考えているものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今ちょっと聞こえづらかったのですが、4人程度というふうなことだったのでしょうか。そういたしますと、現在もずっとスリム化を図りまして、職員が年々減少しているわけ

ですが、この4人は、どのような形での4人体制をとっていくのか。例えば新採用分4人を見込んでの採用なのか、そういったような部分については、あと、どこかの課の人員が減って、ここに充当されてくるものか、そういったようなものはどうなのでしょう。

それからまた、二つの係というふうなことなのでございますが、当然に先ほども申し上げましたけれども、こういったようなスリム化を図っている場合には、私はちょっと馴染まないというふうなことになるわけです。

それからまた、この名称についても政策秘書課ですよ。秘書といえは一般的には町長の秘書を指すのではないのかなと思うのでございますが、その町長の秘書も複数配置するのか、そういったようなことについてもお伺いをいたしたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

どういう、その4名とも新しい採用を考えてのことであるかということではございますが、今回は一般職の職員といたしましては1名、退職予定より1名多く採用を予定しておるところであります。

そういう中で、現在の業務を、現在もそういう業務を所管課、係で担当している部分もありますから、そういう業務をより今回は特定の重点施策を推進する、そしてまた、それと関わりのあるといいますか、部署、単なる日程調整ということではなく、施策の推進の立場からも調整しながら、円滑な推進を図る、そういうことを考えながらの係の設置でございます。

そういう中で、全体的な調整の中で、この部署の配置、1名は、一般職の想定される退職者の分より1名多く採用しておりますので、あとの分については全体的な調整の中で考えてまいりたいと、このように思っておるものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

よく町当局で使う言葉に、身の丈に合った行政推進を図ってまいりたいというふうな用語が、よく聞く言葉でございますが、こういったような新しい新設課、私は、例えばこの新設課ではなくても十分対応できるのではないのかなというふうに考える1人なのでございますが、身の丈に合った行政改革の推進を図るといったような場合には、課の体制も4人ですよ。課の4人で、例えば課長が1人、あと部下3人、それに例えば室長とかなれば、本当に動く部分についても、私は課の対応、体制がなかなか容易ならざるものではないのかなというふうに思っておりますけれども、そういったような意味で

はいかがなものでしょうか。

また、これまでずっと、この第1条の課の設置については統合、統合できて、ものすごく課の窓口が広がっているような感じがしますよね。例えば住民会計課、健康福祉課、農林環境エネルギー課、建設水道課にしても、すべてが、かなり広域になりまして、窓口が1人の課長では本当に対応しきれないような分量を私は持っているような感じがしますが、その中で総務部門だけが、この重要な病院改築があります、まちなかの活性化対策があります、江川簡水がありますというだけで、この新しい課の4人体制というのは、なかなか、いかがなものかなというふうに感じている1人でございます。

こういったような人員配置の件についても、私は他課との一課としての均衡が欠くのではないのかなというふうに思いますが、もう一度お答えをいただきたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えを申し上げます。

繰り返しになるわけですが、当面される特定の重要課題ということの中で、今回のような機構を見直しながら、そしてまた、事業の推進、円滑な推進を図りたいというような思いの中で新設課を設置するものであります。

今おっしゃいますように、それぞれの課の状況も、十分そのような状況にあるということも理解しておるわけですが、認識しておるわけですが、そういう中でも、今回の重点施策の推進をぜひとも短期間、短期間といいますか、スピーディーに図ってまいらなければならない、そういう中での機構の見直しでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

一般的に、こういうふうなことを申し上げれば大変失礼なことになるかと思っておりますけれども、町長の足下だけを固めるような印象を強く私は受けるのですよね。他課についてはこのように、どんどん広がって、窓口が広く働いて頑張ってもらっている職員、自分のところだけは、総務分だけが二つで、こういったような大きな事業が三つあるから新しく設ける、なかなか今のこの状況には私は納得することができません。こういったような部分はもう少し、私は内部検討のうえ提案していただきたいなど、このように思うわけです。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

関連してお伺いしますけども、これまでは、それぞれの担当課があって、それぞれの業務を担当してきた。町民から見ても、だれが見ても、この役割分担が、それぞれの担当課分かったわけです。今度は、いわゆる町長が定める重要施策は秘書課というふうになると、例えば江川簡水の話も出ていました。病院の話も出ていました。では、建設水道課はノータッチかという、決してそうではないはずだし、実務的に。したがって、いわゆるあやふやなような状況になるのではないかと、実務的にですね、いざスタートした場合に、非常に町民から見ても、我々が見ても、なんか非常に、どちらが現場、あるいはこちらの課、あるいは推進の段階になると政策秘書課みたいな、なんか非常にあやふやなような気がするのですけども、そこら辺はスムーズにいくというふうな公算があるのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回想定している事業というのは、やはり、何と申しますか、従来の、今まで進めてきた所管課が担当しているより以上に、事業としての性格上を考えた場合に、多くの課にも関わる事業でもあると思っております。そういう中での推進を図る場合に、ひとつの今回のような課の設置を図りながら窓口を調整する、そして、その事務の円滑化を図っていくというのが大事であろうと考えてのものです。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

橋場委員。

橋場清廣委員

先ほど柴田委員のお話、質疑も聞いておりましたけれども、やはり、ここはですね、これまで行財政改革の中での機構改革として、これまで、こうやって推進してきたわけですけども、あえて増やすと、これは町長自らの、いわゆる思い、重要施策の実現に向けて、多分課を増やしてまでもという体制だと、意気込みだと思いたしますが、したがって、だとすれば、これは副町長ではなくて町長自らこの考え方をしっかりと町民、我々も含めて訴えるべきだと思います。そうでないと、ちょっと非常に理解しにくい部分があります。これは町長自らお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

先ほど以来いろんなご意見を頂戴いたしております。

町長の足下だけを固めるのではないかというようなご発言もありましたし、むしろ複雑になるのではないかというようなご意見もあったわけではありますが、私は決してそうではなくてですね、今時代の変革、実に速いスピードで世の中が変わっているわけではありますが、いつも申し上げるとおり、この先数年、この3年、5年が我が町の生き残り、方向を決めるのに極めて大事な数年だというふうに常日頃認識をいたしておるものであります。したがって、どの部門も決して遅れるような調整をとってはならないというふうに思うわけでありまして。

そういう中におきまして、これまで長い間手を付けられなかったようなこと、例えば病院が老朽化しても修理、修繕さえできないような状況で長い間まいったわけでありまして。これらにつきましても、1期目就任して以来、累積の欠損金をなくしながら、そして健全な経営に持っていきながら、新しい病院を建設したい、そういう思いで取り組んでまいりました。

それからまた、街並み、町の中心部を見ましても、決して他の町村に比較して進んでいる街並みでないというふうにも思っておりましたし、以前よりももっともっと活性化する中心部をつくりたい、そんなふうにも思っておりました。

それからまた、我が町には残念ながらバイパスもない、有事の際に迂回路もない、そういう状況下にもあるわけでありまして。そういったことを考えますときに、将来の安全なまちづくり、こういうことを考えますときに、堤防をもっと強固なものにしていかなければならないことと、そして併せて、バイパス機能を持った2車線化を、1.5車線と呼んでおるわけでありまして、できれば私は2車線に近いものにして、茶屋場から役場裏まで、田子までつなげたいと、こんなふうにも思っておるものでありまして、これを短期間に、極めてスピード感を持ってスピーディーに進めたい、そういうふうに思うわけでありまして。

私の今の2期目のうちに、しっかりと、これは目途を付けられなかったら、その先もやはり難しい時代がくるのではないかというふうに思っておりますので、この課の設置については委員の皆さんからご理解を賜りたい。やはり課を設置してよかったと、必ずそういう結果が出るというふうに私は強く認識をいたしておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。山岸委員。

山岸はる美委員

施策の推進に関する事項と、人事及び秘書に関する事項、このことは従前であれば、従前というか、今までであれば総務企画課の中でできたはずでありますし、こうやって例えば議会があったとき、まず各担当課があります。江川簡水であれば農林環境エネルギーとか、病院関係の新築であれば、各担当があったのであれば、むしろ新たにこの課

を設置するよりも、その推進しなければならない大プロジェクトがあるところに、人員配置を手厚くするという方法も、例えば、その4名を政策秘書課の方にですか、人員配置するのであれば、その大プロジェクトを抱えた担当課の方の人員を手厚くするという方法もあるのではないのでしょうか。

例えば、こうやって定例会とか一般質問があったとき、かぶってしまったとき二重構造になるのではないか、政策秘書課の方が答えるのですか、総務課が答えるのですか、例えば江川簡水であれば、江川簡水は政策秘書課が進めているから、そちらが例えば答弁に立つのか、農林環境とか、そちらの方が、なんかその二重構造になるというか、むしろスリムというよりは、私の考えとしては、人員配置を手厚くもって、そのプロジェクトを進めた方がよいのではないかとは思いますが、どうでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今委員おっしゃるような考え方もひとつあるかとは思いますが、今回の分につきましては、事業をさらにスピーディーをもって前に進めるというような場合に、やはり、何といたしますか、企画段階から業務の、実質的な業務の推進までの、何といたしますか、例えば今回のような病院の建設といたしましても、さらに、そこにさまざまな委員会を設置しながら、住民の意見も十分お伺いしながら、そしてまた、それを集約した形の中で構想、あるいは基本計画、そしてまた、基本設計、実施設計という形になるものでありますが、そういう中で、そういう業務の部分を一つの課のところで調整しながら、スピーディーを持って、スピード感をもって進めたいという思いの中での、今回の設置でございます。

例えば、江川簡水の部分等々につきましては、具体的には業務の部分というのは、当然下水道課といたしますか、その事務の担当ですわけでありまして、その事前の調整といたしますか、そういう部分、あるいは今回の、今町長もお話しましたが、堤防の強化事業というので、24年度から県の方でも入っていただけるように今準備をしております。そういう中に、やはり、そういう実質的な用地の調整等も出てくるわけでありまして、そういう部分、あるいは基本計画的な部分の集約を図りながら、平行させて進めなければならない部分もございます。そういう中での連携を図りながらになるわけでありまして、そういう業務の部分を一層、実施の段階までの業務の部分を一層強化して進めたいというような中での所管課の設置でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第15号、葛巻町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第16号、企業立地促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

1点だけお伺いをいたします。

今回延長措置のようでございますが、これまでの期間でこの助成措置を受けた企業、あるいは助成金額はどのような内容になっているのでしょうか。

それから、この26年度まで延長することで、現時点でこういったような特例を受けられる企業が見受けられるのか、その見通しについて伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

これまでに、この特例措置によって補助金の交付を受けたものが1件ございました。くずまき工房さんでございますが、従業員5名ということで、特例でなければ10名以上ということで対象にならなかったわけでございますが、特例措置によりまして、5人以上ということで補助金の交付を受けていたところでございます。

ちょっと金額については、10,000,000円くらいだったかなとは思いますが、ちょっとすみません、今資料を持ってございません。失礼いたしました。補助金の額が13,261,200円となっております。対象経費は66,000,000円ほどであったようでございます。

あと、今後の件で、今時点では予定しているものがあるわけではございません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第16号、企業立地促進条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の審査日程は全部終了しました。12日月曜日は午前10時から開きますので、本会議場にご参集くださるよう、口頭をもって通知します。

今日はこれで散会します。ご苦勞様でした。

(散会時刻 12時07分)